

岩手県告示第7号

特定猟具使用禁止区域の指定（平成21年岩手県告示第804号）で告示した川井村中川井特定猟具使用禁止区域の区域の表示を次のとおり変更した。

平成22年1月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

変更後の川井村中川井特定猟具使用禁止区域の区域の表示 宮古市地内の国道106号と市道川井テレビ中継所線から国道106号へ通じる私道との交点を起点とし、起点から国道106号を南西に進み宮古市川井第1地割110番地4付近を通る沢との交点に至り、同点から同沢を北西に進み市道川井テレビ中継所線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み国道106号へ通じる私道との交点に至り、同点から同私道を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域